

# 労働契約法 18 条（無期転換権）発生前に、 常勤講師 82 名、非常勤講師 122 名に雇い止め通告

改正労働契約法施行 5 年目の有期雇用教員の私立高校での契約実態について（アンケート集計）

2018 年 1 月 23 日

全国私立学校教職員組合連合（全国私教連） 永島民男

## 1. 調査の目的

改正労働契約法 18 条「無期転換ルール（有期雇用労働者の雇用継続が 5 年を経過した後に、無期転換を意思表示すれば無期転換雇用にならなければならない）が施行され、今年度は 5 年目になり、今年 3 月末で満 5 年になります。5 年目の方が 4 月以降継続雇用された場合は 2018 年 4 月 1 日から無期転換権が発生します。

こうしたなかで全国の私立高校で有期雇用教員（常勤講師・非常勤講師）に対してどのような対応をしているか調査しました。

## 2. 調査方法

全国私教連加盟組合（590 校）にアンケート用紙を送り、回答は本部に直接 FAX で返信してもらい、本部が集計しました。

## 3. 回答結果

回答があったのは 34 都道府県、学校数は 216 校です。各都道府県別の内訳は、北海道 3、青森県 5、岩手県 6、山形県 7、宮城県 4、福島県 2、茨城県 2、栃木県 4、埼玉県 9、千葉県 7、東京都 40、神奈川県 15、長野県 4、新潟県 6、石川県 3、福井県 2、愛知県 25、岐阜県 4、滋賀県 5、京都府 6、大阪府 12、兵庫県 9、島根県 1、岡山県 4、広島県 6、山口県 1、香川県 5、愛媛県 1、高知県 1、福岡県 6、佐賀県 3、長崎県 1、熊本県 5、大分県 2 です。216 校の回答率は 36.6% でした。設問ごとの回答結果は以下の通です。

### ①有期雇用本務教員（常勤講師等）で、2018 年 3 月末での雇い止め通告を受けた方はいますか

ア。「いる」と回答したのは 16 都府県 34 校（15.7%）でした。

①雇止め通告を受けた常勤講師等の人数の合計は 82 名でした。

②「何年目ですか」については、1 年目 14 人、2 年目 16 人、3 年目 29 人、4 年目 7 人、5 年目 7 人、それ以上（14 年目）1 人、不明 8 人でした。

③「何歳の方ですか」については、20 代 23 人、30 代 14 人、40 代 3 人、50 代 2 人、60 代 2 人、不明 38 人でした。

イ。「いない」と回答した学校は 168 校（77.8%）ありました。

「未発表・不明」が 14 校ありました。

### ②有期雇用兼務教員（非常勤講師）で、2018 年 3 月末での雇い止め通告を受けた方はいますか

ア。「いる」と回答したのは 10 都府県 21 校（9.7%）でした。

①雇止め通告を受けた非常勤講師の人数の合計は 122 人でした。

②「何年目の方ですか」については、1 年目 9 人、2 年目 8 人、3 年目 5 人、4 年目 2 人、5 年目 10 人、それ以上 9 人、不明 79 人でした。

③「何歳の方ですか」については、20 代 5 人、30 代 7 人、40 代 8 人、50 代 11 人、60 代 8 人、不明 83 人となっています。

イ。「いない」と回答した学校は 169 校（78.2%）ありました。

「未発表」が 13 校、「回答なし」が 13 校ありました。

### ③有期雇用本務教員（常勤講師等）への学園の対応はどうか（番号に○を、複数回答も可）

1. 「学校内に有期雇用の本務教員（常勤講師・専任講師等）はいない」と回答した学校は 12 都府県に 27 校ありました。

2. 「無期雇用転換等への対応をおこなっている」は 64 校あり、内訳は以下の通でした。

ア。「専任教諭への転換をすすめている」は 53 校

イ。「無期雇用の常勤講師への転換をすすめている」は 12 校

- ウ。「無期転換を明示した就業規則になっている、またはそうした就業規則に変更した」は 16 校
3. 「雇い止めする方向で学園が対応している」は 28 校ありました。
- ア。「『不更新条項』（「更新はしない」または『今回の更新が最後であり次回は更新しない』）の文言が入った、または入れてある」は 16 校
- イ。「契約書や就業規則にはないが雇い止めをしている」6 校
4. 「何も対応していない」は 44 校でした。
5. 「わからない」は 27 校でした。

**4** 有期雇用兼務教員（**非常勤講師**）への学園の対応はどうか（番号に○を、複数回答も可）

1. 「無期転換を明示した就業規則に変更した」は 35 校ありました。
2. 「雇い止めする方向で対応している」38 校あり、内訳は以下の通りです。
- ア。「『不更新条項』（『更新はしない』または『今回の更新が最後であり次回は更新しない』）の文言が入った、または入れてある」は 22 校
- イ。「契約書や就業規則にはないが雇い止めをしている」は 5 校
3. 「専任教諭または常勤講師への転換をおこなっている」は 23 校
4. 「何も対応していない」は 82 校でした。
5. 「わからない」は 50 校でした。

## 4. 調査結果の分析

### (1) 常勤講師の専任化・無期転換、雇い止めについて

34 都道府県 216 校からの回答がありました。

労働契約法 18 条適用（無期転換権）に沿って「常勤講師の専任教諭化、無期雇用化の対応をしている」学校が 64 校（29.6%）あり、常勤講師（フルタイム有期雇用教員）への対応としては最も多い学校数・割合になりました。「常勤講師がいない」学校が 27 校（12.5%）あり、合計すると 91 校（42.1%）と、半数近い学校で常勤講師等フルタイム有期雇用教師をなくす対応をしています。この割合は 2015 年以降の 3 年間とも同程度です。

労働契約法 18 条適用（無期転換権）発生前に、「2018 年 3 月末で雇い止めする」との通告を受けた常勤講師が 16 都府県 33 校に 76 名おり、昨年度の 135 名に比して減少しています。雇い止めが顕著なのは、埼玉、東京、神奈川などの首都圏、京都、大阪などの都市部で、香川は一校が突出している結果です。

一方、「『不更新条項』（「更新はしない」または『今回の更新が最後であり次回は更新しない』）の文言が入った、または入れてある」と労働契約法の立法精神と逆の対応をしている学校は 15 校（6.9%）あり、昨年の 53 校（20.9%）、一昨年の 69 校（27.3%）に比べて減少傾向にあります。私たちの運動や世論形成の中で私学経営者に立法趣旨の徹底がはかられつつあると考えられます。また、長時間過密労働での「ブラック」職種としての教師の評価や教員希望者の減少も、非常勤講師も含めて背景にはあるとも考えられます。

また、「何も対応していない」と回答した学校は 44 校（20.4%）と昨年と同程度様の傾向を示しています。

### (2) 常勤講師制度の撤廃について

常勤講師制度は「同一労働・同一賃金」の原則からみてもこの制度はなくすべきと考えます。常勤講師はフルタイム勤務であるばかりでなく、学級担任、校務分掌、部活動顧問を持ち、専任教諭と同様に職員会議にも出て議決権や評議員などの選挙権も持っています。ただ、人件費抑制と生徒増の調整弁だけに何年も雇用されるというのは建学の精神の具現化や独自の教育理念の実現という私学教育にとって良い結果は招かないのは自明です。

行政が労使間の契約問題として言及しない自治体が多い中で、私学助成の人件費割の減額（埼玉、福岡）や常勤講師を専任教諭として算定する場合は定数の 1 割以下しか算定しない（愛知）など、教育問題として行政が積極的に指導する姿勢を示すことが必要です。

### 【全私立高校での講師率（常勤講師率・講師率）の変化】（全国平均）

文部科学省学校基本調査

| 年度   | 常勤講師率：本務講師／本務教員     | 講師率（本務講師＋兼務講師）／（本務教員＋兼務講師） |
|------|---------------------|----------------------------|
| 2009 | 6,367／58,712（10.8%） | 32,398／84,743（38.2%）       |
| 2013 | 7,423／59,809（12.4%） | 34,171／86,557（39.5%）       |
| 2015 | 7,902／60,488（13.1%） | 35,359／87,945（40.2%）       |
| 2017 | 8,412／61,693（13.6%） | 37,116／90,397（41.1%）       |

### (3) 非常勤講師の無期転換、雇い止めについて

非常勤講師（パート勤務の有期雇用教師）で「2018年3月末で雇い止めする」と通告された方は10都府県21校に122人おり、昨年度（152人）と比較すると減少しています。

非常勤講師の「無期転換を明示した就業規則に変更した」は35校あり、「雇い止めする方向で対応している」が38校とほぼ同数でした。

非常勤講師の場合、教職員組合への加入率が低く、契約実態や来年度の契約についても不明な部分が多く、実態が十分に把握できていない学校が多くあります。

#### 付属資料

#### 全国私立学校教職員組合（全国私教連）について（紹介）

1. 全国私立学校教職員組合連合(略称:全国私教連)...全国の私立高校・中学校・小学校・幼稚園・専修各種学校の教職員で組織された教職員組合の連合体
2. 加盟組合:42都道府県（群馬、三重、鳥取、徳島、沖縄を除く42都道府県）の590校の私立高校(中高一貫校を含む)に加盟組合(単組・分会)があり、各県の私教連、私教組に加盟しています。590校は全国の全日制私立高校1,293校(平成29年度学校基本調査)の約46%です。
3. 加盟組合員数 約20,000名
4. 中央執行委員長 永島民男(えいじまたみお) 携帯電話 090-2530-8024
5. 書記局 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館2F  
TEL 03-3264-8011 FAX 03-3264-8015